

平成 29 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 京福電気鉄道株式会社  
代表者名 代表取締役社長 岡本 光司  
(コード番号 9049 東証第二部)  
問合せ先 取締役管理部長 長尾 拓昭  
(TEL 075-841-9385)

### 単元株式数の変更および株式併合ならびにこれらに伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法の定めに基づき、単元株式数に係る定款一部変更について決議するとともに、株式併合に係る議案を平成29年6月21日開催予定の第111回定時株主総会(以下「本総会」という)に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所において、投資家の利便性向上のための「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、国内会社の普通株式の売買単位を100株へ統一するための取組みが推進されていることを踏まえ、当社は、当社株式の売買単位となる単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

##### (3) 変更の条件

本件に係る定款一部変更は、会社法の定めに基づき、取締役会決議によって行うものです。ただし、この定款一部変更は、下記「2. 株式併合」に係る議案が本総会において承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもってその効力が生じることとしております。

#### 2. 株式併合

##### (1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、当社株式の単元株式数を変更するにあたり、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準および中長期的な株価変動を勘案して、当社株式の投資単位を適切な水準に調整するため、当社株式について10株を1株にする併合(以下「本株式併合」という)を行うことといたしました。

(2) 本株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・割合

平成29年10月1日をもって、同年9月30日（実質上9月29日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数(平成29年3月31日現在)	20,000,000株
併合により減少する株式数	18,000,000株
併合後の発行済株式総数	2,000,000株

(注)「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値です。

(3) 本株式併合による影響等

本株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しないことから、1株当たり純資産額は10倍となり、株式市況変動等の他の要因を除けば、理論上は、当社株式の資産価値に変動はありません。

(4) 本株式併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、以下のとおりです。

	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主	2,676名 (100.00%)	20,000,000株 (100.00%)
10株未満所有株主	762名 (28.48%)	2,368株 (0.01%)
10株以上所有株主	1,914名 (71.52%)	19,997,632株 (99.99%)

※上記株主構成を前提として本株式併合を行った場合、10株未満の株式を所有されている株主様762名(所有株式数の合計2,368株)は、株主としての地位を失うこととなりますが、本株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問合せ下さい。

(5) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、当社が会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(6) 本株式併合後の発行可能株式総数

本株式併合の割合(10株を1株に併合)に応じて、以下のとおり変更することといたします。なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法の定めに基づき、本株式併合の効力発生日(平成29年10月1日)をもって、変更したものとみなされます。

併合前の発行可能株式総数	併合後の発行可能株式総数 (平成29年10月1日付)
80,000,000株	8,000,000株

(7) 本株式併合の条件

本総会において、本株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

### 3. 定款一部変更

当社の定款は、上記「2. 株式併合」に記載の本株式併合に係る議案が本総会において承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもって、以下のとおり変更されます。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>8,000万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>800万株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

### 4. 主要日程

取締役会決議日 平成29年4月27日  
定時株主総会開催日 平成29年6月21日(予定)  
単元株式数の変更および株式併合ならびに  
これらに伴う定款一部変更の効力発生日 平成29年10月1日(予定)

※上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成29年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続きとの関係上、東京証券取引所における当社株式の売買は、同年9月27日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位(株式併合後の100株)にて行われることとなります。

以 上

#### 【添付資料】

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

(ご参考)

## 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

### Q1 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所において売買単位となっている株式数を変更することです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

### Q2 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、10株を1株に併合いたします。

### Q3 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

全国証券取引所において、投資家の利便性向上のための「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、国内会社の普通株式の売買単位を100株へ統一するための取組みが推進されていることを踏まえ、当社は、当社株式の売買単位となる単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。これにあたり、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準および中長期的な株価変動を勘案して、当社株式の投資単位を適切な水準に調整するため、当社株式について10株を1株にする併合を行うことといたしました。

### Q4 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況変動等の他の要因を除けば、理論上、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、株主様のご所有の当社株式数は株式併合前の10分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は10倍となるからです。また、株価についても、理論上は株式併合前の10倍となります。

### Q5 受け取る配当金額への影響はありますか。

株主様が所有する当社株式数は株式併合により10分の1となりますが、株式併合の効力発生後に、併合割合(10株を1株に併合)を勘案して、1株当たりの配当金を設定させていただき予定ですので、業績変動その他の要因を除けば、株式併合を理由として受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式(1株に満たない株式)については、当該株式に係る配当は生じません。なお、端数株式については、当社が会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

**Q 6 株主の所有株式数や議決権数はどうなりますか。**

株式併合後の株主様のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます)となります。また、議決権数は株式併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生前後で、株主様のご所有株式数および議決権数は以下のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,000株	3個	300株	3個	なし
例②	1,423株	1個	142株	1個	0.3株
例③	1,000株	1個	100株	1個	なし
例④	537株	なし	53株	なし	0.7株
例⑤	3株	なし	なし	なし	0.3株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合(上記の例②④⑤のような場合)には、当社が会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じて、平成29年11月下旬から12月上旬頃にお支払いいたします。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問合せ下さい。

効力発生前のご所有株式数が10株未満の場合(上記の例⑤の場合)は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。なお、端数株式については、当社が会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

**Q 7 株式併合後でも、単元未満株式の買増しや買取りはしてもらえますか。**

株式併合後においても、単元未満株式を所有する株主様は、単元未満株式の買取制度をご利用いただけますので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問合せ下さい。

なお、当社には買増制度はございません。

**Q 8 株主は何か手続きをしなければならないのですか。**

特に必要なお手続きはございません。

**Q 9 株主優待制度はどうなりますか。**

株主優待制度については、併合割合に応じて、以下のとおり発行基準を変更いたします。当該基準については、平成30年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主様への発送分(同年5月下旬予定)より適用いたします。なお、実質的な発行基準に変更はありません。

株主優待乗車券および株主優待乗車証 (年1回送付)

ご所有株式数		ご優待内容 <u>(変更なし)</u>		枚数 <u>(変更なし)</u>	
現行	変更後				
5,900株以上	590株以上	嵐山線・鋼索線乗車証		1枚	
9,600株以上	960株以上	京福バス回数乗車券		70枚	
12,000株以上	1,200株以上	①	嵐山線・鋼索線乗車証 京福バス回数乗車券	1枚 70枚	①または②のいずれかをご希望によりご選択
		②	京福バス全線乗車証	1枚	
19,200株以上	1,920株以上	嵐山線・鋼索線・京福バス全線共通乗車証		1枚	

※株主優待制度(現行)の詳細については、当社ホームページでもご案内しております。

<http://www.keifuku.co.jp/>

**Q10 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。**

次のとおり予定しております。

平成29年6月21日

第111回定時株主総会

平成29年9月26日

現在の単元株式数(1,000株)での売買最終日

平成29年9月27日

変更後の単元株式数(100株)での売買開始日

平成29年10月1日

単元株式数の変更および株式併合ならびに

これらに伴う定款一部変更の効力発生日

平成29年11月上旬頃

株主様へ株式併合割当通知の発送

平成29年11月下旬から12月上旬頃

端数株式処分代金のお支払い

**【お問合せ先】**

単元株式数の変更および株式併合に関してのお問合せや、単元未満株式の買取制度についてのお問合せは、お取引の証券会社または下記の株主名簿管理人にお問合せ下さい。

**(株主名簿管理人)**

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号

電話 0120-782-031 (銀行営業日の9:00~17:00)

以上